

電線共同溝整備事業に伴う既設占用物件の支障移設費の補償事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が施行する電線共同溝整備事業(以下「事業」という。)に伴い、支障となる既設占用物件の移設費の補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補償対象物件)

第2条 事業に伴い、道路管理者が道路法(昭和27年法律第180号)第71条第2項第1号の規定に基づき既設占用物件の措置を命じた場合において、本市が損失補償をするのは、次の各号に掲げる条件を満たしている物件とする。

(1) 道路法第32条の道路の占用の許可を受け、許可基準に合致していること(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第9条から第17条までの許可基準に合致しているものに限る。)

(2) 道路占用許可条件に特別な定めがないこと。

(3) 占有者が電線共同溝の整備計画を具体的に予測できなかったこと。

(4) 移設費用が多額となり、移設補償の要請があること。

2 道路占用許可条件において、事業に伴う移設費用に関する定めがある場合は、その定めによるものとし、補償対象とはしない。

(損失補償の範囲)

第3条 電線共同溝占用予定者の損失補償の範囲は、電線共同溝、引込管路、連系管路の掘削に伴い既設占用物件(民地を含む)に直接影響のあるもので、支障物件の撤去、仮設の設置及び仮設の撤去に必要な工事費及び材料費とする。

なお、電線共同溝完成後の既設電柱等の撤去は対象としない。

2 電線共同溝占用予定者以外の損失補償の範囲は、既設占用物件(民地を含む)の移設(仮移設を含む。)及び撤去に必要な工事費及び材料費とする。

(損失補償の額)

第4条 電線共同溝占用予定者の場合の損失補償の額は、次の項目に要する費用とする。ただし、支障となる物件が電線共同溝に入溝しない場合は、次項の「電線共同溝占用予定者以外の場合」を適用する。

(1) 電線共同溝設置に当たり、既電柱が支障となり仮設柱が必要な場合

	工事費	材料費
既設電柱・電線等の撤去	100%補償	撤去材料の残存価値分を控除する
仮電柱・電線等の設置	100%補償	100%補償
仮電柱・電線等の撤去	100%補償	撤去材料の残存価値分を控除する

(2) 電線共同溝設置に当たり、既設電柱が支障とならない場合

	工事費	材料費
既設電柱・電線等の撤去	補償対象外	補償対象外

※ 撤去材料の残存価値分については、「千葉市施行の公共事業に伴う公共補償基準」に基づき算出された額とする。

2 電線共同溝占用予定者以外の場合の損失補償の額は、次表の項目に要する費用とする。

電線共同溝占用予定者以外の場合

項 目		内 容
純 工 事 費	土木費 ① 土木費 ② 仮設費 ③ 小計	掘削、埋戻し、残土処理、舗装版切断工及び 舗装取り壊しに要する費用 土留め路面覆工に要する費用 (①+②)
	配管 工事費 ④ 布設及び撤去費 ⑤ 接合費 ⑥ 基礎工事費 ⑦ 小計	新設する地下埋設管の配管及び既設の地下埋設管 の撤去に要する費用 地下埋設管の溶接、電気防食に要する費用 地下埋設管の基礎（碎石、コンクリート打設、型枠） (④+⑤+⑥)
	その他 工事費 ⑧ 舗装復旧費 ⑨ マンホール等の工事費 ⑩ 材料費 ⑪ 小計	舗装復旧に要する費用 マンホール、雨水桝、汚水桝等の付け替えに要する費用 新設する埋設管の材料費 (既設管と同質・同径に相当する範囲とする) (⑧+⑨+⑩)
	⑫ 移設に要する直接工事費	(③+⑦+⑪)
間 接 経 費	⑬ 共通仮設費 ⑭ 諸経費	共通仮設費、安全対策費、断水・通水費 諸経費、現場管理費、一般管理費、設計費
減 耗 分 等	⑮ 減耗分価額 発生材価額	減耗分価額、発生材価額は控除する
消費 税	⑯消費税相当額	
	合計	(⑫+⑬+⑭-⑮+⑯)

- 注 1 純工事費については、移設の場合は移設工事とする。また、仮切り回しを行う場合には、その工事費を含む。
- 2 設計費は外部委託した場合のみの計上とする。
- 3 材料費とは、支障となる占用物件をいう。
- 4 減耗分価額、発生材価額については、「千葉県施行の公共事業に伴う公共補償基準」に基づき算出された額とする。

3 損失補償の額に対する消費税については、平成9年4月1日付け建設省経政発第28号建設経済局長通達「建設省直轄の公共事業の施行に伴う損失補償に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」、平成9年4月1日付け建設省経政発第29号建設経済局調整課長通達「建設省直轄の公共事業の施行に伴う損失補償に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」により取扱うものとする。

また、事務費の取扱いについては、既設占用物件の所有者の内規等を基に適切に決定する。

(調査の依頼)

第5条 工事を施行するにあたり、既設占用物件の敷設状況について、当該占用物件の所有者に対して、様式第1号によりその調査を依頼するものとする。

(措置の依頼)

第6条 前条の調査により、工事施行上、やむを得ず既設占用物件が支障となる場合は、当該既設占用物件の所有者に対して、道路工事予定箇所内の占用物件の移設等の措置について、様式第2号により依頼するものとする。

(見積書の提出)

第7条 既設占用物件の所有者が、前条により物件の措置をしたときは、第4条の規定による占用物件の移設に係る損失補償額の見積書の提出を様式第3号により依頼するものとする。

(見積額の審査)

第8条 既設占用物件の所有者から前条の見積書が提出されたときは、算出方法等内容の審査を行い、損失補償の額を確定するものとする。

(損失補償契約の締結)

第9条 損失補償の額が確定した場合には、遅滞なく損失補償契約書(様式第4号)を作成し、既設占用物件の所有者と協議の上、損失補償契約を締結する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年 4月 17日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年 3月 1日から施行する。
- 3 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。